



(号外)
独立行政法人国立印刷局

目次

(省令)

- 電波法施行規則の一部を改正する省令(総務一八)
 - 無線局免許手続規則の一部を改正する省令(同一九)
 - 無線局運用規則の一部を改正する省令(同一二〇)
 - 無線設備規則の一部を改正する省令(同一二一)
 - 登録点検事業者等規則の一部を改正する省令(同一二二)
 - 漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令(農林水産・国土交通二)
 - 船舶設備規程等の一部を改正する省令(国土交通六九)
- (告示)
- 無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件の一部を改正する件(総務五五六)
 - 電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件の一部を改正する件(同五五七)
 - 型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件の一部を改正する件(同五五八)
 - 船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件の一部を改正する件(同五五九)
 - 義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件の一部を改正する件(同五六〇)
 - 認定点検事業者が行う点検の実施方法等を定める件の一部を改正する件(同五六一)
 - 小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件の一部を改正する件(同五六二)
 - 船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件を廃止する件(同五六三)
 - 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する件(同五六四)
 - 捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を定める件(同五六五)
 - 電波法施行規則第三十八条第五項の規定により総務大臣が別に告示する方法を定める件(同五六六)
 - 周波数割当計画の一部を変更する件(同五六七)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十三年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五六八)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十四年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五六九)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十五年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七〇)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十六年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七一)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十七年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七二)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十八年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七三)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成十九年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七四)
 - 政治資金規正法の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があったので要旨(平成二十年分)を公表する件の一部を訂正する件(同五七五)
 - 農薬を登録した件(農林水産一八四三〜一八五六)
 - 農薬を再登録した件(同一八五七〜一八六一)
 - 農薬の登録が失効した件(同一八六二〜一八六五)
 - 船舶の排水設備の基準を定める告示の一部を改正する件(国土交通一三五九)
 - 船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する件(同一三六〇)
 - 低騒音型建設機械の指定に関する件(同一三六一)
 - 排出ガス対策型建設機械の指定に関する件(同一三六二)
 - 排出ガス対策型原動機の認定に関する件(同一三六三)

三

五

六

七

(以下次のページへ続く)

別表第二号第3の2の様式を次のように改める。

		19 無線局の区別	※ 整理番号	
短波 の 型 式 並 び に 希 望 す る 周 波 数 の 範 囲 及 び 空 中 電 力	(1) 法第33条及び第35条の規定により備えている無線設備	(2) (1)以外の無線設備		
	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯の無線設備の機器 [K] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 中短波帯及び短波帯の無線設備の機器 [L] <input type="checkbox"/> J3E 2182 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2177 2187.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 2174.5 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> J3E 4125 6215 8291 12290 16420 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4207.5 6312 8414.5 12577 16804.5 kHz W <input type="checkbox"/> F1B 4177.5 6268 8376.5 12520 16695 kHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 船舶自動識別装置 [S] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 12.5W <input type="checkbox"/> F1D 156.025 - 156.5125 MHz, 156.5375 - 157.425 MHz, 160.625 - 160.8875 MHz, 160.9125 - 160.9625 MHz 及び 161.5 - 162.025 MHz 12.5 kHz間隔の周波数 182波 12.5W <input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [M] <input type="checkbox"/> QON 9350 MHz 0.4W <input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [Q] <input type="checkbox"/> F1D 161.975 162.025 MHz 1.0W <input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [N] <input type="checkbox"/> G1B 406.025 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備 [E] <input type="checkbox"/> G1B 406.028 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> G1B 406.037 MHz 5.0W <input type="checkbox"/> A3X 121.5 MHz 0.05W <input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [P] <input type="checkbox"/> F3E 150 MHz (ch 15 - 17) W <input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話 [T] <input type="checkbox"/> A3E 121.5 123.1 MHz W	<input type="checkbox"/> 超短波帯 (150MHz) の無線設備の機器 [J] <input type="checkbox"/> F2B ch 70 W <input type="checkbox"/> F3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (150 MHz DSB) の無線設備の機器 [X] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 超短波帯 (40 MHz DSB) の無線設備の機器 [W] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz SSB) の無線設備の機器 [U] <input type="checkbox"/> J3E W <input type="checkbox"/> 短波帯 (27 MHz DSB) の無線設備の機器 [V] <input type="checkbox"/> A3E W <input type="checkbox"/> 船上通信設備 [I] <input type="checkbox"/> F3E 457.525 457.55 457.575 MHz W <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> レーダー [G] <input type="checkbox"/> PON 9410 MHz kW <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 簡易型船舶自動識別装置 [R] <input type="checkbox"/> F1D 161.5 - 162.025 MHzまでの25kHz間隔の周波数 22波 2W <input type="checkbox"/> その他の設備 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		

長

辺

(日本工業規格A列4番)

別表第二号の二第6の2の様式を次のように改める。

		14 無線局の区別	※ 整理番号	
15 特殊な設備				
機器の種類	台数	検定番号等又は名称	製造番号	補足事項
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(超短波帯)	[DSR]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯)	[DSR]			
<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機(中短波帯及び短波帯)	[DSR]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(英文)	[NRI]			
<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機(和文)	[NRN]			
<input type="checkbox"/> インマルサット高機能グループ呼出受信機	[EGC]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するものを除く。)	[LP]			
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話(施行規則第28条第5項に規定するもの)	[LP]			
<input type="checkbox"/> 船舶航空機間双方向無線電話	[SAW]			
<input type="checkbox"/> 船上通信設備	[FMB]			
<input type="checkbox"/> レーダー	[R]			
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識	[SE]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ	[LTL]			
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置	[ATL]			
<input type="checkbox"/> 設備規則第45条の3の5に規定する無線設備	[VDR]			
<input type="checkbox"/> 無線方位測定機	[ADF]			
<input type="checkbox"/> 周波数測定装置	[W]			
<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置	[LRN]			
<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置	[GPS]			
<input type="checkbox"/> ファクシミリ受信機	[F]			
<input type="checkbox"/> その他 ()				

長

辺

(日本工業規格A列4番)

別表第二号の三第3の様式を次のように改める。

無線局事項書及び工事設計書

※ 整理番号

1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード	3 免許の番号	4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 希望する運用許容時間
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由				8 免許の年月日		9 免許の有効期間
7 氏名	法人又は団体 フリガナ			10 最初の免許の年月日		11 希望する免許の有効期間
申請又は届出(届出)者名等	<input type="checkbox"/> 法人	コード []		12 工事落成の予定期日	<input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 日 <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 日 日 日	
	<input type="checkbox"/> 団体 <input type="checkbox"/> 個人	個人又は代表者名 姓 フリガナ 名 フリガナ		13 運用開始の予定期日	<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定: <input type="checkbox"/> 予備免許の日から 月 日 日 <input type="checkbox"/> 免許の日から 月 日 日	
住所	フリガナ 都道府県-市区町村コード []			14 無線局の目的コード		15 通信事項コード
	郵便番号	-	電話番号	16 識別信号		[MMSI]
17 無線設備の設置場所	フリガナ 船舶又は航空機名			18 通信の相手方	<input type="checkbox"/> 免許人又は免許人加入団体所属の海岸局 <input type="checkbox"/> 船舶局 <input type="checkbox"/> その他 ()	
19 停泊港コード		20 主たる停泊港又は定置場		21 船舶又は航空機の所有者	<input type="checkbox"/> 免許人 <input type="checkbox"/> その他 ()	
22 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力	電波の型式	周波数	空中線電力	23 航行区域又は従業制限コード並びに航行する海域コード	24 用途コード	
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	27MHz 帯 54波	1W			
	<input type="checkbox"/> A3E <input type="checkbox"/> A2D	40MHz 帯 ()	5W			
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 (ch 15-17)	0.8W	25 船舶番号又は漁船登録番号	26 総トン数	27 信号符号
	<input type="checkbox"/> F2B	150MHz 帯 (ch 70)	W			
	<input type="checkbox"/> F3E	150MHz 帯 ()	W			
	<input type="checkbox"/> F1D	161.5-162.025MHz 25kHz間隔の周波数 22波	2W			
	<input type="checkbox"/>		W	28 旅客定員コード	30 加入海岸局	正加入 準加入
	<input type="checkbox"/> PON	9410MHz	W			
	<input type="checkbox"/> QON	9350MHz	0.4W	29 長さコード		
<input type="checkbox"/> F1D	161.975MHz 162.025MHz	1W				
<input type="checkbox"/> G1B <input type="checkbox"/> A3X	<input type="checkbox"/> 406.025MHz <input type="checkbox"/> 406.028MHz <input type="checkbox"/> 406.037MHz 121.5MHz	5W 0.05W				

長

辺

(日本工業規格A列4番)(表面)

					※ 整理番号	
工 事 設 計 書						
31 機器の種類		32 製造者名	33 検定番号等又は名称	34 製造番号	35 特殊な装置	
<input type="checkbox"/> 27MHz送受信機 [27M]					<input type="checkbox"/> デジタル選択呼出専用受信機 (超短波帯) [DSR]	
<input type="checkbox"/> 双方向無線電話 [LP]					<input type="checkbox"/> ナブテックス受信機 (和文) [NRN]	
<input type="checkbox"/> レーダー [R]					<input type="checkbox"/> 地上無線航法装置 [LRN]	
<input type="checkbox"/> 衛星非常用位置指示無線標識 [SE]					<input type="checkbox"/> 衛星無線航法装置 [GPS]	
<input type="checkbox"/> 捜索救助用レーダートランスポンダ [LTL]					<input type="checkbox"/> 選択呼出装置 [S]	
<input type="checkbox"/> 捜索救助用位置指示送信装置 [ATL]					<input type="checkbox"/> 変調信号処理装置 [SM]	
<input type="checkbox"/> 40MHz送受信機 [40M]					<input type="checkbox"/> 無線方位測定機 [ADF]	
<input type="checkbox"/> 150MHz送受信機 (AM) [150]					<input type="checkbox"/> データ伝送装置 [DT]	
<input type="checkbox"/> 携帯型150MHz送受信機 (FM) [JP]					<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 固定型150MHz送受信機 (FM) [JU]					<input type="checkbox"/> その他 ()	
<input type="checkbox"/> 400MHz送受信機 (FM) [400]					36 ATIS番号	
<input type="checkbox"/> その他 ()					37 船舶等識別番号	
<input type="checkbox"/> その他 ()					38 その他の工事設計 <input type="checkbox"/> 法第3章に規定する条件に合致する。	
39 備考						

短

辺

長

辺

(裏面)

局	
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置	船舶救助用レーダー・トランスポンダ
一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	一 周波数 二 空中線電力 三 受信感度
	電池の有効期限の確認を含む

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○農林水産省
国土交通省 令 第二号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項の規定に基づき、漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

農林水産大臣 赤松 広隆
国土交通大臣 前原 誠司

漁船特殊規程及び小型漁船安全規則の一部を改正する省令
（漁船特殊規程の一部改正）

第一条 漁船特殊規程（昭和九年通信省・農林省令）の一部を次のように改正する。

第五十一条の四の三の見出し中「レーダー・トランスポンダ」の下に「及び捜索救助用位置指示送信装置」を加え、同条中「レーダー・トランスポンダ」の下に「又は捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

（小型漁船安全規則の一部改正）

第二条 小型漁船安全規則（昭和四十九年農林省・運輸省令第一号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「及び小型船舶用レーダー・トランスポンダ」を「小型船舶用レーダー・トランスポンダ」及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

第二十六条第一項第八号中「小型船舶用レーダー・トランスポンダ」の下に「又は小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

第二十六条の三の見出し中「及び小型船舶用レーダー・トランスポンダ」を「等」に改め、同条中「及び」を「」に改め、小型船舶用レーダー・トランスポンダ」の下に「及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」を加える。

附 則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

○国土交通省令第六十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条第一項、第六条ノ三、第六条ノ四第一項、第二十九条ノ三第一項、第二十九条ノ四第一項及び第二十九条ノ八並びに船員法（昭和二十二年法律第百号）第百八十八条第六項の規定に基づき、船舶設備規程等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

国土交通大臣 前原 誠司

船舶設備規程等の一部を改正する省令
（船舶設備規程の一部改正）

第一条 船舶設備規程（昭和九年通信省令第六号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「第九十七条第三項」を「第九十七条第四項」に改める。

第一百五十五条第一項中「舷梯ヲ設ケ且堅牢ナル舷梯鈎」を「乗降船設備」に改め、同項ただし書中「沿海以下ノ航行区域ヲ有スル船舶ニ付テハ」を削り、同条第二項を削る。

第一百五十五条の二十七の見出しを「乗降船設備」に改め、同条ただし書を削る。

（救命艇手規則の一部改正）

第二条 救命艇手規則（昭和三十七年運輸省令第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二十四条第一項中「次項」を「事項」に改める。

別表第二号中「艀装品」を「艀装品」に改め、同表中第二十九号を第三十号とし、第二十二号から第二十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 捜索救助用位置指示送信装置

（船舶安全法施行規則の一部改正）

第三条 船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第八号中「三田尻灯台から百四十度五千八百メートル」を「三田尻中関港築地東防波堤南灯台から百三十七度五千二百メートル」に改め、同項第十二号中「高甲岩灯標」を「高甲岩灯台」に、「同灯標」を「同灯台」に、「鶴見埼」を「鶴御埼」に改め、同項第十二号中「鹿児島黒之浜港南防波堤灯台から二百七十七度」を「鹿児島黒之浜港西防波堤灯台から百九十三度」に改める。

第六十条の五中「及びレーダー・トランスポンダ」を「レーダー・トランスポンダ、捜索救助用位置指示送信装置及び小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

別表第一中

その他のレーダー・トランスポンダ	1個につき	14,900円
その他のレーダー・トランスポンダ	1個につき	14,900円
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	10,500円
その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	12,300円
その他のレーダー・トランスポンダ	1個につき	14,700円
その他のレーダー・トランスポンダ	1個につき	14,700円
小型船舶用捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	10,300円
その他の捜索救助用位置指示送信装置	1個につき	12,100円

改める。

別表第一の二中

(海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の一部改正に伴う経過措置)

第五節 第六條の規定による改正前の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付を受けている旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書は、同条の規定による改正後の海上における人命の安全のための国際条約等による証書に関する省令の規定により交付された旅客船安全証書、原子力旅客船安全証書、貨物船安全設備証書、貨物船安全無線証書及び貨物船安全証書とみなす。

告 示

○総務省告示第五百五十六号

無線局免許手続規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号)第十五條の五第一項第二号の規定に基づき、昭和三十六年郵政省告示第九十九号(無線局免許手続規則の規定により、簡易な免許手続を行なうことのできる無線局を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第四項に次の一号を加える。

3 搜索救助用位置指示送信装置の機器

○総務省告示第五百五十七号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)別表第一号の三第一の表2の項及び第二の表2の項の規定に基づき、昭和五十一年郵政省告示第八十七号(電波法施行規則の規定により許可を要しない工事設計の軽微な事項を定める等の件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第二項の表2の項中「海難救助用位置指示送信装置」の次に「海難救助用位置指示送信装置」を加える。

○総務省告示第五百五十八号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第十一條の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号(型式検定に合格したものであることを要しない無線設備の機器を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第一項中第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

10 搜索救助用位置指示送信装置(設備規則第四十五條の三の三の二の搜索救助用位置指示送信装置をいう)の機器

○総務省告示第五百五十九号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條の五第四項の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十一号(船舶の入港中に定期に行う義務船舶局等の無線設備の点検の方法を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

別表二の項を次のように改める。

(1) 搜索救助用レーダー・トランスポンダ	(2) 搜索救助用位置指示送信装置	(3) 衛星非常用位置指示無線標識	二 遭難自動通報設備の機器	
			1 外觀等の確認	ア 容器(割れ、ひび、汚れ等の有無)の良否 イ 取付け状況の良否 ウ 外部の表示の良否
1 外觀等の確認	1 外觀等の確認	1 外觀等の確認	1 電池の確認	ア 容器(割れ、ひび、汚れ等の有無)の良否 イ 取付け状況の良否 ウ 外部の表示の良否
2 電池の確認	2 電池の確認	2 電池の確認	2 機能の確認	有効期限の良否
3 機能の確認	3 機能の確認	3 機能の確認	3 機能の確認	有効期限の良否
				作動スイッチによる機能(待ち受け状態になること)の良否
				ア 容器(割れ、ひび、汚れ等の有無)の良否 イ 取付け状況の良否 ウ 外部の表示の良否
				有効期限の良否
				試験機能を用いた試験の良否
				ア 容器(割れ、ひび、汚れ等の有無)の良否 イ 取付け状況の良否 ウ 外部の表示の良否
				有効期限の良否
				作動スイッチによる機能の良否(電波を放射しない方法によること。)

○総務省告示第五百六十号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第二十八條の三の規定に基づき、平成四年郵政省告示第六十九号(義務船舶局等の遭難通信の通信方法に関する事項を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

十二を十三とし、八から十一までを九から十二までとし、七の次に次のように加える。

八 船舶が遭難した場合に搜索救助用位置指示送信装置を作動状態にする方法

十四として次のように加える。

十四 船舶局は、搜索救助用位置指示送信装置の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の責任者に通知しなければならない旨の注意事項

○総務省告示第五百六十一号

登録点検事業者等規則(平成九年郵政省令第七十六号)第十条の規定に基づき、平成九年郵政省告示第六十六号(認定点検事業者が行う点検の実施方法を定める件)の一部を次のように改正し、平成二十二年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第一の3の2の表の注2中「捜索救助用リーダー・トランスポンダ、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、双方向無線電話及び船舶航空機間双方向無線電話」を「双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の3の5に規定する無線設備、捜索救助用リーダー・トランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置」に改める。

○総務省告示第五百六十二号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第二十八条第十項の規定に基づき、平成十八年総務省告示第六百号（小型船舶等の義務船舶局が備えなければならない無線設備の機器に代えることができる機器を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

表の注26(1)アを次のように改める。

ア 設備規則第40条の4第2項から第5項までに規定するインテルサット船舶地球局又は同規則第49条の24各項に規定するインテルサット携帯移動地球局の無線設備

○総務省告示第五百六十三号

平成二十一年総務省告示第三百四号（船舶自動識別装置又は簡易型船舶自動識別装置を備える船舶局が具備すべき電波を定める件）は、平成二十一年十二月三十一日限り、廃止する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

○総務省告示第五百六十四号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第三十四条の六第一号の規定に基づき、平成二十一年総務省告示第四百七十一号（小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第十三項を第十四項とし、第十二項の次に次の一項を加える。

十三 捜索救助用位置指示送信装置（検定規則による型式検定に合格したものに限り。）

○総務省告示第五百六十五号

無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第十四条第三項及び第四十五条の三の二第五号の規定に基づき、捜索救助用位置指示送信装置の技術的条件を次のように定め、平成二十一年一月一日から適用する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

一 空中線電力の許容偏差は、(一)三デシベル以内であること。

二 メッセージの送信は、次のとおりとする。

1 メッセージの送信周波数は、一六一・九七五MHz及び一六二・〇二五MHzとし、いずれかの周波数から送信を開始し、交互に周波数を切り替えて送信するものであること。

2 一のメッセージの送信時間は、七五分の二秒とし、二秒の送信休止時間後に次のメッセージの送信を開始するものであること。

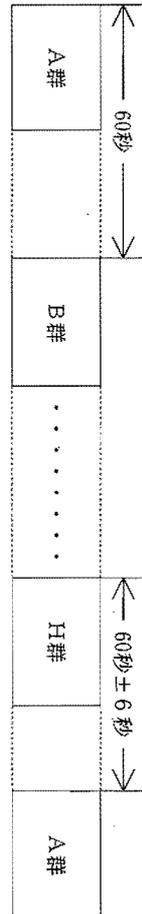
3 船舶が遭難していることを示すメッセージは、八のメッセージを一の群とし、かつ、A群からH群までの八の群を別図1に示す順序で送信するものであること。

4 前号に掲げる各群におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図2に示すものであること。

5 試験における航行状態のコード番号は「15」とし、メッセージの送信順序及びメッセージ番号は、別図3に示すものであること。

三 二秒以上送信が続いた場合、一時的に送信を停止する機能を有すること。

別図1 群の送信順序

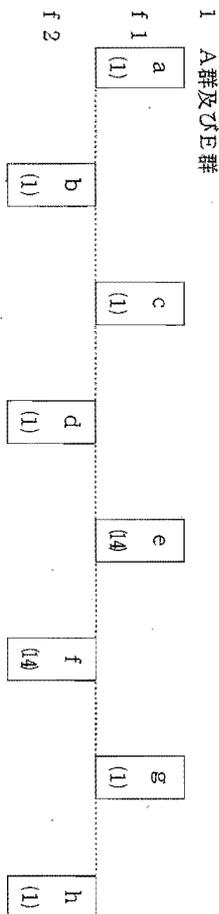


注1 送信は、A群から開始するものとする。

2 各群（H群を除く。）の送信間隔は、60秒とする。

3 H群の送信間隔は、54秒以上66秒以下とする。

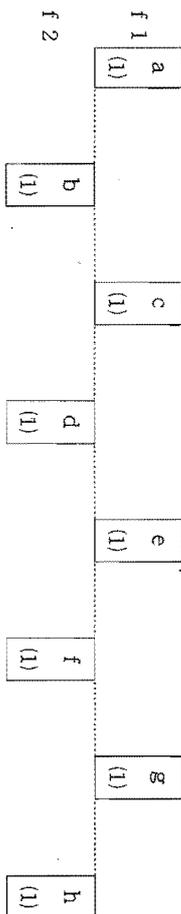
別図2 遭難していることを示すメッセージの送信順序及びメッセージ番号



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告M.1371に規定するメッセージ番号をいう。以下同じ。）

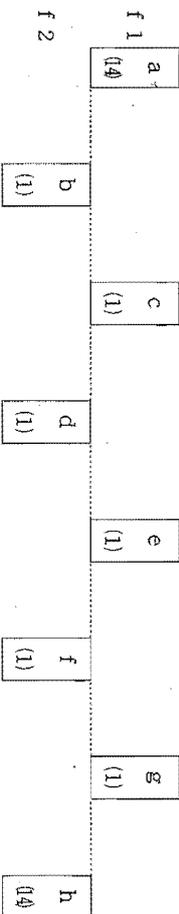
M.1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

2 1以外の群



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告M.1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

別図3 試験におけるメッセージの送信順序及びメッセージ番号



注 括弧内の数字は、ITU-R勧告M.1371に規定するメッセージ番号を表すものとする。

○総務省告示第五百六十六号

電波法施行規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号)第三十八条第五項の規定により、総務大臣が別に告示する方法を次のように定める。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

無線通信規則付録第十六号に掲げる書類に代えることができるものの内容を、その有効期間を付して総務省電波利用ホームページ(<http://www.tele.soumu.go.jp/>)に掲載する方法

○総務省告示第五百六十七号

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画(平成二十年総務省告示第七百十四号)の一部を次のように変更する。

平成二十一年十二月二十二日

総務大臣 原口 一博

第2の第2表中

161.475—162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用(国際VHF用) 公共業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用) 一般業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用)	電気通信業務用(国際VHF用)、公共業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用)及び一般業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用)への割当ては、別表3—3による。
161.475—162.05 J56A	海上移動	電気通信業務用(国際VHF用) 公共業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用) 一般業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用)	電気通信業務用(国際VHF用)、公共業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用)及び一般業務用(国際VHF用、船舶自動識別装置用、簡易型船舶自動識別装置用、捜索救助用位置指示送信装置用)への割当ては、別表3—3による。

改める。

別表3—3の表中

60	電(○)	156.025	160.625		○	○
01	電(○)	156.050	160.650		○	○
60	電(○)	156.025	160.625	○	○	○
01	電(○)	156.050	160.650	○	○	○
66	電(○)	156.325	160.925		○	○
07	電(○)	156.350	160.950		○	○
66	電(○)	156.325	160.925	○	○	○
07	電(○)	156.350	160.950	○	○	○
78	電	156.925	161.525		○	○
19	電	156.950	161.550		○	○
79	電	156.975	161.575		○	○

を

に

を

に

を

に

20	電	157.000	161.600		○	○
80	電	157.025	161.625		○	○
21	電	157.050	161.650		○	○
81	電	157.075	161.675		○	○

を

78	電	156.925	161.525		○	○
19	電	156.950	161.550		○	○
79	電	156.975	161.575		○	○
20	電	157.000	161.600		○	○
80	電	157.025	161.625		○	○
21	電	157.050	161.650		○	○
81	電	157.075	161.675		○	○

に

改める。

別表3—3の一般的な注(ロ)を次のように改める。

(e) 25kHzチャンネルに混信を生じさせないことを基本とし、ITU-R勧告M.1084の最新版に従って、以下の条件の下で、12.5kHzチャンネルインターリーブを適用することができる。

- 1) この表の遭難及び安全の周波数の25kHzチャンネル、特に第06、第13、第15、第16、第17及び第70チャンネルへの影響及びITU-R勧告M.489—2で定める技術的特性への影響がないこと。
- 2) 12.5kHzチャンネルインターリーブの導入及びそれによる国内要件の制定は、影響を受ける主管庁との調整の対象となる。

別表3—3の個別的な注(イ)を次のように改める。

(f) これらのチャンネルは、捜索、救助活動及びその他安全関連の通信を目的とする航空機局にも使用することができる。

別表3—3の個別的な注(イ)及び(ロ)を次のように改める。

(1) これらのチャンネルは、地域的基础で他の周波数が同じ目的のために特定される場合を除き、世界的な運用が可能な船舶自動識別装置(AIS)に使用される。このような使用は、ITU-R勧告M.1371の最新版に従う。

(ロ) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、単一周波数チャンネルとして運用することができる。

別表3—3の個別的な注(ロ)から(ロ)までを次のように改める。

(ウ) これらのチャンネルは、影響を受ける主管庁との調整の対象となることを条件として、新技術のための周波数帯として使用することができる。新技術のためにこれらのチャンネル又は周波数帯を使用する無線局は、無線通信規則第5条に従って運用している他の無線局に有害な混信を生じさせ又は当該無線局からの保護を要求してはならない。このような新技術のシステムを設計する場合には、161.975MHz又は162.025MHzでのAIS信号の探知に干渉を与える可能性を排除しなければならない。

(D) これらのチャンネルは、船舶からのAISの送信を受信するための移動衛星業務(地球から宇宙)にも使用することができる。

(q) これらのチャンネルを使用するときには、第70チャンネルに有害な混信を与えることを避けるためのすべての予防策をとるものとする。